

平成30年 第19回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成30年12月13日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成30年12月13日

東京都教育委員会第19回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第93号議案及び第94号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第95号議案

平成30年度東京都指定文化財の指定等の諮問について

第96号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報 告 事 項

- (1) 児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～の作成について
- (2) 平成30年度東京都教育委員会職員表彰について
- (3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について
- (4) 懲戒処分者数等の推移及び服務事故防止に向けた主な取組について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	西 海 哲 洋
教育監	増 渕 達 夫
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	宇 田 剛
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	古 川 浩 二
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
担当部長＜特命＞	川 名 洋 次
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	小 原 昌
指導推進担当部長	藤 井 大 輔
人事企画担当部長	黒 田 則 明
（書 記） 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成30年第19回定例会を開会いたします。

本日は、NHK外3社からの取材と、8名から傍聴の申込みがございました。また、NHK外1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。以上につきまして許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、北村委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回11月8日の第17回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第17回定例会の議事録については承認を頂きました。

前回11月22日の第18回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第95号議案及び第96号議案並びに報告事項（3）及び（4）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第93号議案及び第94号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

【教育長】 それでは、第93号議案及び第94号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について、特別支援教育推進担当部長、説明をお願いいたします。

【特別支援教育推進担当部長】 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件につきまして、御説明いたします。第93号及び第94号議案資料を御覧ください。

記書きの1、改正内容でございます。東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づきまして、知的障害教育部門の小学部及び中学部を設置する都立王子第二特別支援学校と、同じく知的障害教育部門の高等部を設置する都立王子特別支援学校を、小学部、中学部、高等部を設置する知的障害特別支援学校である都立王子特別支援学校に、平成31年4月、改編いたします。これに伴い、必要な条例及び規則の改正を行うものでございます。

（1）でございますが、東京都立学校設置条例の一部改正でございまして、都立王子第二特別支援学校について、平成31年3月31日をもって廃止するものでございます。

(2) でございますが、東京都立学校設置条例施行規則の一部改正でございます。都立王子第二特別支援学校の障害種別、課程及び学科につきまして、平成31年3月31日をもって廃止するものでございます。

なお、都立王子特別支援学校への知的障害教育部門の小学部及び中学部の設置につきましては、7月26日の教育委員会を経まして既に条例施行規則は改正済みでございます。

2、都議会に付議する時期は、平成31年第一回東京都議会定例会に付議する予定でございます。

3、施行期日は、平成31年4月1日でございます。なお、本施行規則改正案は東京都議会におきまして、本条例案が可決された場合に、確定するものでございます。

4、その他でございますが、学校の概要及び新旧対照表について、別紙のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。それでは、本件につきまして、原案のとおり、決定してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきまして、原案のとおり承認を頂きました。

報 告

(1) 児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～の作成について

【教育長】 次に、報告事項(1)児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～の作成について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、報告資料(1)を御覧ください。児童・生徒を支援するためのガイドブックでございます。まず、この作成の経緯でございますが、平成28年度に教育支援センター等充実方策検討委員会を立ち上げまして、平成29年2月に提言

を頂きました。その中に、新たな不登校を生まないための手引の作成が望まれるという提言がありまして、それに基づいて、平成29年度に大学に作成協力の委託を行ったり、また、委員会を立ち上げ検討したりして、まず試案を作成いたしました。そして、今年度に、都内37校の教員189名、この中にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも含まれますけれども、実際にこの試案を見ていただいたり、使っていて、意見聴取し、感想や改善点をお話いただき、また、有識者による活用推進委員会での議論を経て、本日報告することになりました。

特徴は三つございます。最初に、特徴を簡単に説明させていただきます。

特徴1といたしまして、学校における支援を「未然防止」、「早期支援」、「長期化への対応」という三つのステージで整理しています。

特徴2といたしまして、現在、医学や心理学の領域で、「生物、心理、社会モデル」という考え方が使われておりまして、それを参考に多角的に不登校の状況や要因、背景を捉えて、支援につなげる考え方というものをお示しさせていただいています。

特徴3といたしまして、子供たちの状態を把握するためのアセスメントの項目を入力するフォーマット、「登校支援シート」と呼んでおりますが、新たに作成し、実際に各学校で使いやすいようにそのフォーマットをCDで配布すると、そのような三つの特徴がございます。

それでは、特徴1から、お手元にお配りしてございますガイドブックを使って説明させていただきます。まず、8ページ、9ページを御覧いただけますでしょうか。先ほど申し上げました、三つの段階、「未然防止」、「早期支援」、「長期化への対応」、ピラミッドのようなものになっております。

まず、「未然防止」ですけれども、これは不登校が生じない学校・学級・学年にしたい、「魅力のある学校づくり」ということで、不登校に限らず、全ての学級経営や学校経営の基本となるところだと考えております。

そして、その次の段階で「早期支援」、休み始めた児童・生徒がいる場合で、実際にはこういう状況が学級担任にとっては非常に動転するといいますか、緊張する場面です。どうしたらいいんだろう、この子は本当にこれから不登校になってしまうんだ

ろうかというところで、一番支援が欲しい、重要な場面でございます。本ガイドブックにおきましても、約37ページぐらいを割いて、この早期支援の在り方について、解説しております。

最後に、「長期化への対応」ですけれども、特に、学年が変わって、4月に新たに担任になったときに、自分のクラスに長期化している不登校の児童や生徒がいた場合のことを中心に解説してございます。

それでは、4ページ、5ページを御覧いただけますでしょうか。先ほど、「生物・心理・社会モデル」について御説明いたしましたけれども、その医学や心理学で使われている「生物・心理・社会モデル」を今回委託研究している大学からのアイデアで、生物を不登校については「身体・健康」、心理はそのまま「心理」、社会は「社会・環境」という面から捉えてみようという試みをしております。

その下に三つの円の図があります。例えば、「身体・健康面」には「睡眠」ですとか「食事」というような着眼点から分析していきます。心理については、例えば、情緒、「社会性」、「自己有用感」。社会・環境面については、「児童・生徒間の関係」や「学校生活」、こういったことですが、もう少し詳しく見たいと思います。

32ページ、33ページを御覧いただけますでしょうか。ここでは早期支援の睡眠不足を例にとりまして、説明いたしますと、先ほど言いました三つの観点、例えば身体・健康面では、慢性疾患（疑い含む）や精神疾患（疑い含む）であるし、心理面では考え事、悩み事、それからいろいろなゲームなどの依存があって睡眠不足になる。社会・環境面では、夜型の家庭生活ですとか、夜眠れない家庭環境、こういうような要因がありまして、その一つ一つ、三つの観点に対して、担任などの学校の教員がどのように具体的に支援していけばいいのかというのが書いてございます。これは語尾を見ていただくと、何とかを聞くとか、伝えるとか、確認するとか、かなり具体的にどういうふうに、こういうような睡眠不足に陥って、睡眠不足が原因となって不登校になった子供たちをどうやって支援したらいいか、そういった例を挙げてあります。こういった例がありますと、例えば若い教員ですとか、経験があっても不登校の子供をあまり担任したことがない教員にとって、大変参考になるものであると考えます。同じような形で65ページまで、左側のページにその要因があって、その三つの観点で分

析し、右側のページは、具体的にどのように子供たちを支援したらいいのか、そういうようなつくりになっております。

そして、最後に、関連情報ということで、例えば、睡眠については、この病名等が書かれてありますが、それぞれの着眼点についても同様に関連する病名等を書いてございます。

最後に、三つ目の支援シートでございます。79ページを御覧いただけますでしょうか。79ページと80ページが、「登校支援シート」というものです。一看すると、かなり書き込むところが多くて大変なのではないかという印象がございしますが、実は下の表の「現在の状況・様子」のところに、「ここをクリック」というのがあります。ここを実際に、クリックしますと、プルダウン付きの選択式になっています。実際にそこを選択していけば、「現在の状況・様子」というところが入ります。先ほど御説明いたしましたように、我々もどれぐらい負担になるかと思い、実際に学校の先生方に使っていただいたのですが、反響としては、このプルダウンがあるのでかなり負担感は減ったというようにお話を頂いております。

具体的に本文では、24ページ、25ページに、実際にこのシートを作成するときの留意点、ここにはこういうことを書きます、こういうふうにやっていきますというような形で、先生方がシートを実際に使うときに分かりやすいような形で解説を入れてあります。

それでは、もう一度、報告資料（1）を御覧ください。今後の取組でございます。今年度は、各区市町村教育委員会の不登校担当指導主事連絡協議会というのが来年2月にございますので、このガイドブックについて説明いたしまして、3月に各学校に配布してまいります。そして、来年度以降でございますけれども、都教育委員会のホームページや教員の研修テキストに掲載していきます。そして、毎年11月に、ふれあい月間という取組で、不登校について調査をしているので、このガイドブックの活用状況は、「未然防止」、「早期支援」、「長期化への対応」この3段階についてどうであったかというところを検証していきたいと思っております。

報告について以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願

いたします。

【遠藤委員】 今の「支援シート」ですが、非常によくできていると思いますが、ものすごい個人情報ですね。これができた後の管理方法は具体的に決められているのでしょうか。

【指導部長】 これはデータで作るものなので、各学校において、紙で出してというよりも、機密性が高いサーバー等に保存し、一括してデータ管理でやっていくのが望ましいと考えております。

【遠藤委員】 多分そうだろうなと思ったんですけども。そのサーバーへのアクセス権限とか、そういったものの取決めもきちりやらないと、大変なことになると思います。システムの対応、ガードについてもしっかりやっていただきたいと思います。

【北村委員】 非常によく練り上げられたガイドブックだなと拝見しました。特に早期支援のところは、先生方も戸惑いが多かったりとか、子供たちも自分たち自身でかなりここで苦しむ場面があったりと思いますので、うまく活用していただけるといいなと思っていたのですが、これを見ていて、この危険因子と保護因子の関係で、危険因子というのは、不登校の問題だけではなく、子供たちが日常生活の中で、どうしても直面するものがたくさんあると思うのです。ただそのときに、保護因子が危険因子を上回っていれば、子供はそこまでつらさを感じずに済むんだという、この考え方はすごく大事だと思います。このガイドブックで書かれていることは、もちろん、基本的に不登校の子供への対応に関することではありますが、子供たちへの指導そのもののすごく大事な要素がここに入っているようにも感じます。これは必ずしも不登校になりそうな子供がいる先生だけが見るものというよりは、多くの先生方に指導の参考にしていただける要素があるのではないかと思います。そういう観点からもうまく活用していただけるといいなと感じました。

【指導部長】 11ページを御覧いただけますでしょうか。今、北村委員の御指摘について、私どもそう思っております。「未然防止」のところで、学級経営や学校経営の基本となるものと先ほど申し上げましたけれども、特に不登校だけではなく、子供にとって居場所づくり、きずなづくり、この二つが大事だということで、この

「未然防止」の章にかなり書き込んでおります。こういったところは、是非、本当に初任者ですとか、若手の先生方、それから初めて担任を持つ先生方に、この、居場所づくり、きずなづくりについて、よく参考にさせていただきたいと考えております。

【北村委員】 是非そういう形で活用していただければいいなと思います。81ページの一番下のところもすごく大事だと思います。上のところの電話番号というのは、先生方が直接かける電話というよりは、子供たちに対して、こういう窓口があったりするよということだと思ふのですけれども、最後のこの区市町村の相談機関の連絡先ですね、先生方が悩んだときに相談する先がここになってくるのかなと思います。この最後の部分、空欄になっていますけれども、それぞれの区市町村で記入するわけですが、ささやかに見えることではありますけれども、先生方が具体的に、ここを活用する場面というのが出てくるといいのかなと思います。本当は、そもそも不登校が生じなかったり、問題なく電話する必要もないのが一番ではありますが、どうしても何か先生方が悩んだときに、うまくこういったところも活用していただけるといいなと思いました。

【秋山委員】 今、乳幼児検診も、バイオサイコソーシャルで考えようというような流れになっています。ですから、ここで、「生物・心理・社会モデル」というところで、きちんと分けて考えるようにしていただいたのは、とても素晴らしいと思います。この考え方を常に、生徒一人に対して、「生物・心理・社会モデル」を分析できるように日常やっていくと、子供たちの様子がよりはっきりと見えてくるのではないかと思いますので、是非活用していただきたいと思います。

【山口委員】 非常に丁寧な策定で、先生方には役に立つと思われま。一点、質問ですが、やはり何か起きたときに、家庭との連携というのが非常に重要になってくると思うのです。ここにも書いてありますけれども、連絡がつながりづらい場合ですとか、あるいは協力が得られない場合の対応についても書いてあるのですが、近年虐待とかそういったようなことでも、こういった対策がとられていながら、一歩踏み込めなくて、子供たちが救えなかったという事例が散見されますので、このところについて、やはり先生方には強く言っていただきたい。あとは対策ですね。自分だけでやるのではなくて、いろいろな人にも助けてもらおうというようなことが書いてあ

るので、そこを是非徹底していただきたいということが一点です。

それから、学校に協力はしたいというか、自身も悩んでいる保護者が多いと思うのです。うちの子は大丈夫かしらと。これは教員向けですけれども、保護者向けというのでしょうか、自分の子供を見ながら、こういったところに注意して見ていただけないですかとか、あるいは休みの前後とか、そういった簡単な冊子のようなものを、もしかしたら、入学のときとか、何かのときに保護者に手渡しておけば、先生方が協力を求めたときも、こういうことなんだなという意味疎通というか、コミュニケーションがとりやすいと思うのですが。その辺りは何か、保護者向けのものというのは、現在あるのか、あるいは検討されているのかを教えてください。

【指導部長】 まず一点目の家庭との連携でございますけれども、68ページを御覧いただけますでしょうか。やはり、不登校の長期化のところ、出会いを大切に、学年始めで会えない場合どうしていくかということを書かせていただいています。73ページに、今、山口委員が御指摘のとおり、やはり虐待、それから大変痛ましい事故を起こさないようにという形で3番のところで会えない場合、そして、その下に、この瞬間にも命にかかわる苦しみを抱えている人がいるかもしれませんということで、例え保護者と連絡が取れていても、きちんと見ていくという形で、今回特に強調させていただきました。こういったことは裏を返せば保護者にとっては、悩んでいる保護者がいたときに、どうアプローチしていくかということなのですけれども、まだ東京都としては、保護者向けのものはやっておりません。ただ、各区市町村では、各学校や区市町村でもって、小学校・中学校に入学する保護者向けの冊子等も作っているところがありますので、そういった情報を、担当指導主事の連絡会等で、情報を収集しながら参考にして今後考えていきたいと思っています。

【宮崎委員】 一人一人の子供の抱えている問題というのは、本当に様々ですし、性格も違えば、対応も違えば、このきめ細かな、冊子が練り込んだものができたというのはすばらしいことだと思うのですが、教員側がきちんと対応できるという前提で対応するような流れになってると思うのです。実は、過去のいろいろな事例などを見ていると、教員も悩んだり、同じような状況に陥ったり、教員に救いが必要だったりってというような場面も出てきます。そうすると、居場所は必ずしも子供たちの居場

所だけではなくて、教員の居場所も必要になったりするかもしれない。危険因子や保護因子というときの、保護因子に、社交的である、教職員との関係が良いなどが例に挙がっていますが、教職員との関係が難しいというのが、根底のところにあるようなケースもあると思うのです。だから、教員も一緒に救っていかないといけないという部分があります。教員用のマニュアルというのは別に作っておりますから、あるにはあると思うのですが、これをリンクさせて、子供がこういう状況のときは教員は、こういう対応をするべきではないかということ、縦割りではなくて、子供は子供、教員は教員ではなくて、うまく相乗効果を上げるような、こういう指導書の運用の仕方というのでしょうか、活用の仕方というのも、一つプラスして考えていただけないのかなと思っております。本当にマニュアルどおりにいかないから、そういう事件がなかなかなくなるということだと思っているので、是非その辺は、御配慮いただけないかなと思うので、よろしくをお願いします。

【指導部長】 自分のクラスで例えばいじめが発生した。それから、不登校の子供が出たということで、担任が感じるプレッシャー、ストレスというのはものすごく大きなもので、まず第一義的には、やっぱり一人で抱え込まずに、学年とか学校、それから、管理職も含めたところでもって、相談し、協力してというところはあると思いますが、それだけではなかなかとれないというところで、東京都としても教員のメンタルヘルスケアというのがございますので、そういったところとまたリンクしながら、教員が危険因子にならないような形で考えていきたいと思っております。

【遠藤委員】 この手引にちょっと関係することで、今日通勤途上で、ラジオを聞いておりましたら、こういうニュースが流れておりました。日本財団というところが、全国の中学生に対する調査を行って、学校に行きたくないと思っている子供の調査をし、30万人いましたと。同様の調査を文部科学省が行っているらしいのですが、そのニュースによると10万人だと。20万人のギャップがある。調査の仕方や基準が違うのだと思うのですけれども、学校側が把握している不登校の人数が、教育委員会を通じて文部科学省等に報告し、その集計が10万人という数字なのだろうと私は聞きながら推定しておりました。日本財団の調査というのは、本当にピュアな形でアンケートか何かをとって、全国で集計して30万人。そうすると、10万人と30万人の、その

ギャップというものが、潜在的にこういったところに出てくる。そのところを学校側が把握するという意味ではガイドブックが役に立つのかなと思いました。潜在的に学校に行きたくないと思っている子供たちの調査の東京都版みたいなものがあるのかどうか。そのニュースを聞きながら、東京都はどうなっているのかなど。日本財団で、東京都版が何人というようなデータを把握していても発表していないと思います。逆に、文部科学省調査による東京都版のようなものは当然把握していると思うのですが、その10万人に相当する東京都版のようなものが、何か分かるデータがありましたら、今でなくて結構でございますから、教えてください。

【指導部長】 その日本財団の調査内容、それから結果については、把握しておりません。実際に、学校に行きたいですか、行きたくないですかと、直接的なものは調査しておりません。例えば、学力調査の中でも、この教科が好きですか、なぜ好きですかですとか、学校生活についての調査はあります。また、どのような形でそういうところが見られるかというところを、私どもの今持っている資料で当たってみますけれども、直接的に、好きですかという調査はしておりません。

【教育長】 昨日、発表していたと思いますが、ボーダーラインの児童・生徒といえますか、そのままにしておくと、支援をしないと、本格的な不登校になっていってしまうという、そういった子たちが、30万人いるということであったというふうに思います。そういう点では、このガイドブックの三つの支援の第一段階の「未然防止」、ここが非常に重要ということになると思います。私どもも、この「未然防止」ということが、やはり、学校にとっても、子供たちにとっても、大変重要なことだと思っておりますので、このガイドブックを配布することに合わせて、都教育委員会としてもこの点についてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

ほかにはいかがでしょうか。それでは、本件につきまして、報告として承りました。

(2) 平成30年度東京都教育委員会職員表彰について

【教育長】 次に、報告事項(2)平成30年度東京都教育委員会職員表彰について、総務部長、説明をお願いします。

【総務部長】 それでは、報告事項の（２）平成30年度東京都教育委員会職員表彰について、御説明申し上げます。

教育委員会の職員表彰につきましては、資料の１に記載の目的の下に、２に記載の規定に基づいて、実施をしているところです。実施時期は昭和27年からということでございます。表彰には、３に記載のとおり、個人表彰と団体表彰とがございます。

２ページを御覧願います。選考方法でございますけれども、各区市町村の教育委員会、それから都立学校長、教育庁各部からの推薦に基づきまして、庁内に設置をいたしました、職員表彰審査会の審査を経て、決定をしております。今年度の被表彰者数は、103名 5 団体でございます。校種別の内訳は表にございます。表の下に、平成26年度から平成29年度までの実績を載せてございます。今年度も概ね同様の規模となっております。被表彰者に対しては、６にございますように、平成31年２月８日、教育委員の皆様にご出席をいただきまして、都庁第一本庁舎の５階、大会議場で表彰状の贈呈を実施する予定でございます。

続く３ページから７ページにかけまして、被表彰者の氏名、それから、学校名、主たる功績等について個人表彰、団体表彰の種別ごとに記載をしております。本日はこれらの中から、事例として４件、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

お手元に参考資料をお配りしております。それを御覧いただければと思います。まず、個人表彰の中で、在職６年未満で教職員として将来性を期待できる者を対象といたしまして、昨年度から創設いたしました立志賞、新人賞のような位置付けのものでございますけれども、この事例を紹介いたします。文京区立の駕籠町小学校、伊勢田美咲教諭でございます。この方は、図画工作専科の教諭として、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に熱心に取り組んでいます。具体的にはICT機器を活用した見本の提示など、児童が夢中になって取り組み、達成感を味わえるような授業展開を工夫しています。また、このほかにも、各学校行事等の企画において外部機関とも連携して、責任感を持って滞りなく進めているということでございます。これらの活動を評価いたしまして、立志賞として表彰することといたしました。

続きまして、在職10年以上の教職員を対象として、個人を表彰した事例を２件御紹介いたします。１件目は、調布市立第五中学校の加藤真由子指導教諭でございます。

この方は英語科の指導教諭といたしまして、研修それから研究活動で身に付けた学習指導力等の力量につきまして、年に3回から5回の授業公開、それから、東京都中学校英語教育研究会などを通して、勤務校に限らずこの成果を広め、教員の力量形成に寄与するなど、教員の学習指導力の向上に大きく貢献しております。また、組織人としての責任感、幅広いコミュニケーション能力や豊かな発想では、ほかの模範となっているところでございます。こうした功績を評価いたしまして、今回表彰することといたしました。

2件目は、管理職の事例といたしまして、都立武蔵高等学校附属中学校の高橋豊統括校長でございます。この方は校長として、都立学校における様々な課題に粘り強く取り組み、組織的な学校経営を実施し、多くの成果を上げてこられました。具体的には現任校において、中高6年間の体系的な進路面談計画を策定するなど、一貫した進路指導、また主体的な取組を促すキャリア教育を実践し、ほぼ100パーセントの進路目標決定率を達成したということでございます。また、英語教育推進校と理数研究校の指定をこの学校は受けておりまして、言語能力向上、それから理数教育の推進にも積極的に取り組むと同時に、日本数学オリンピックなど、外部コンテストにも積極的に挑戦しているというところでございます。また、部活動においても成果を上げるということを実践しているところでございます。こうした功績を評価して、今回表彰することとしております。

最後に、団体表彰の事例として、狛江市立狛江第二中学校くすのき教室でございます。この学校では平成28年5月から、特別支援教室の拠点校といたしまして、指導体制を整備し、市内3校の特別支援教室に巡回指導を開始しております。経験豊かなベテラン教員と経験の少ない教員が複数で巡回指導を行うなど、巡回方法に工夫をこらした結果、巡回指導教員の専門性の向上だけでなく、巡回校の教員への特別支援教育の理解促進、また、巡回指導教員と在籍学級の担任との連携の強化が図られまして、特別支援教育の質の維持向上に大きな貢献を上げているということございまして、今回表彰することといたしました。

以上、3名1団体の表彰事例を紹介申し上げます。説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【北村委員】 現場で積極的に優れた実践を積み重ねている方々や学校をこうして表彰することはすごく素晴らしいことだと思います。今までもこういう形で表彰してきた中で、こうやって表彰された先生方や学校が、モデルというか、ほかに積み上げてきたものを伝えたりとか、うまくネットワークの中心になっていただいたりということが、ある面期待されているのかなという気がします。そういった意味で、これまでこういうふうに表彰されてきた方々がその後どういうふうにとりよるような、その後のことが気になるのですけれども、今までそういうことをお調べになったことはあるのかなと思いました。これをステップに、こうやって表彰されたことで、更に優れた実践につながっていった、そういった意味で、この表彰を受けたことが重要な契機になったとかですね。今後、立志賞については、そういう先生方がより出てくるかなとも期待してはいるのですけれども、今までの表彰の中で、そういうようなことが、組織的にデータを取ったりしていなくても、何かそういうような話があるとか、少しこう表彰しておしまいではなく、表彰された方々もまだ現場の方々ですので、その後もきちんと教育委員会としてもある種サポートしながら、より活躍していただいて、ほかの先生方や学校にも良い影響というものが広がっていくことというのも大事ではないかと思います。

【総務部長】 実際のところ、過去に表彰された方が今、それぞれの職場でどのような活躍をされているかというところまで、フォローはしていないというのが現状でございます。ただ、毎回こうして表彰された事例については、表彰された学校だけではなくて全ての学校に、ほかの学校でもこうやって活躍されている方がいるんですよということはお知らせはしているところであります。

あと、表彰された方の中には、例えば、東京都の教員採用案内のパンフレットの中にも、こうして活躍されているからこそなんですけれども、登場していただいて、東京都の教員を目指そうという方の、ある意味、モデルというか、模範になるような形で紹介しているという事例がございます。

【北村委員】 是非そういった形の紹介を含めて、せっかく頑張っている先生方や

学校ですので。実は先日、「持続可能な社会を実現するための教育」のシンポジウム
のときに、昨年度表彰された学校の先生にパネリストとして御登壇いただいて、その
後いろいろお話しした中でも、やはり昨年度表彰されたことで、自分たちがやってき
たことが、非常に意味があった、それをきちんと見ていてくれたということで、更に
今頑張っているんだというお話を伺いました。それでこういうことをお伺いした次第
ですので、今後も是非表彰しておしまいではなく、そこから先も、更に先生方が活躍
する、そういうモチベーションを高めるような支援を考えていただけるといいなと思
います。

【宮崎委員】 この表彰されるような先生方がたくさん出ていらっしゃることを心
から願っているところですが、大体、学習指導の内容で表彰されることが多いと思
うのですね。先ほどの、児童・生徒を支援するためのガイドブックがありましたけれど
も、子供たちを救うために努力している部分っていうのが、一覧を見ると、例えばい
じめ防止に対する取組というのは、一人いらっしゃるのですけれども、教育の内容、
授業の内容だけではなくて、子供たちの居場所づくりだとか、助けだとか、いじめか
ら復帰できたとか、不登校だったが通学できるようになったとか、そういうものに対
する表彰っていうのはどうなっているんでしょうか。

【総務部長】 この表彰の基準がありますが、その基準の中では、授業力のみを対
象とするということにはなっておりませんので、委員がおっしゃられたものも広く含
めて、東京都の教育にどれだけ貢献しているかというところを評価して推薦をして
くださるということになっております。推薦自体は、幅広く推薦されているというふう
に御理解いただければと思います。

【宮崎委員】 是非そちらにも目配りをね。

【総務部長】 はい。推薦を挙げてくださるときに、そういうところに目配
りするような形で、留意してくださるということを申し伝えていきたいと思
います。

【宮崎委員】 お願いします。

【秋山委員】 この主たる功績の中に、例年と違って何かこう新しい功績というの
はあったのでしょうか。

【総務部長】 今回挙げたものの中では、特筆すべきといいますか、例年に比べ

てかなり特徴的なというものは、正直申し上げてあまりないところであります。それぞれ様々な活躍はされている、功績を残されているということではあるのですけれども。

【秋山委員】 きっとこの中にも、ICTを活用したとかあって、時代の流れが出てくるのかな、毎年新しいのが出てくるのかなと思ったので質問しました。

【総務部長】 そういう点で言いますと、それぞれ、今まさに実践されている教育活動の中での功績ということになります。今、先生方が日々の活動の中でということになりますので、様々な課題に対応してというところは、かなりアップデートな形で出てくるということがあります。

【教育長】 ICT教育とかオリパラ教育とかというのが、最近の新しい。

【総務部長】 そうですね。具体的にはICTも幾つか、主な取組のところに出てきます。ICTとか、オリパラ教育とか。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、本件について報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

1月10日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 今後の日程について、教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 今月の第4木曜日の27日は現在案件がございません。つきましては、次回の定例会は、年明けの1月、第2木曜日の10日午前10時から、教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 ただいまの説明のとおり、12月27日は案件がないとのことですので、この場で12月27日の教育委員会は開催しないことと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、12月27日の教育委員会は開催しないこと

といたします。次回は来年1月第2木曜日の1月10日となりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。この際、日程以外のことも含めまして、何かございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時45分)